

## 浜松市助産実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条の規定に基づく助産の実施について、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。）及び浜松市児童福祉法施行細則（平成8年浜松市規則第53号。以下「細則」という。）に定めるところによるほか、必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 助産施設（以下「施設」という。）における助産の実施（以下「助産の実施」という。）の対象となる者は、浜松市に居住する妊産婦で、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない者とする。

### (実施申込み)

第3条 法第22条第2項の規定により助産の実施の申込みをする者は、「助産施設入所申込書（第1号様式）」に、次に掲げる書類を添付して、居住地を管轄する福祉事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 診断書（第2号様式）
- (2) 健康保険証の写し（生活保護世帯を除く）
- (3) 母子健康手帳の写し
- (4) その他必要があると認める書類

### (調査)

第4条 所長は、前条の申込書の提出があったときは「助産施設入所認定調査書（第3号様式）」により、入所資格を調査するものとする。

### (助産の実施)

第5条 所長は、前条の調査の結果、法第22条第1項の規定による助産の実施が必要と認めるときは、申込者には「助産施設入所承諾書（第4号様式）」により、施設の長には「助産実施通知書（第5号様式）」により、それぞれ通知するものとする。

2 所長は、前条の調査の結果、法第22条第1項の規定による助産の実施が適当と認められないときは「助産施設入所不承諾通知書（第6号様式）」により、申込者に通知するものとする。

### (助産の実施解除)

第6条 所長は、助産の実施前に妊産婦の実施理由の消滅、転出、死亡等によって助産の実施を解除した場合、妊産婦及び当該妊産婦が入所することとなっていた助産施設長に「助産実施解除通知書」（第7号様式）により、それぞれ通知するものとする。

(費用の徴収)

第7条 法第56条第2項に規定する費用は、細則第12条に定める基準により、徴収するものとする。

(費用の支弁)

第8条 法第51条第3号に規定する費用(以下「保護費」という。)は、その月分をとりまとめ、翌月の末日までに支弁するものとする。ただし、施設からの請求が遅れたときは、この限りでない。

2 施設の長は、保護費の請求にあたっては、国の定める基準(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に定める各月の支弁額の算式及び支弁の方法に基づいて算定した額をいう。)により、その月分をとりまとめ、翌月の10日までに「請求書」(第8号様式)に「経費精算書」(第9号様式)及び「助産施設保護費請求明細書」(第10号様式)を添付して、市長に請求しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。